

# 一般選抜検定料の返還について

振り込まれた検定料は以下①～④の場合を除き返還できません。

- ①出願書類を提出しなかった場合、又は受理されなかった場合
- ②検定料を誤って二重に振り込んだ場合
- ③第1段階選抜で不合格となった場合
- ④出願受付後に大学入学共通テストの受験科目の不足等が判明し、受験無資格者となった場合

※①②の場合は検定料 17,000 円を返還し、③④の場合は検定料の一部 13,000 円を返還します。

## ①②の場合の返還請求方法

検定料返還請求書 (17,000 円用) を A4 用紙に印刷し、必要事項を記入・押印した上で、下記宛先に郵送してください。

## ③④の場合の返還請求方法

検定料返還請求書 (13,000 円用) を A4 用紙に印刷し、必要事項を記入・押印した上で、下記宛先に郵送してください。

宛先

〒565-0871 吹田市山田丘1-1

大阪大学教育・学生支援部入試課入試係

※検定料返還の口座振込は4月以降になる予定です。